

運 営 規 程

居宅介護支援事業所
介護老人保健施設エルダリーガーデン

居宅介護支援事業所 介護老人保健施設エルダリーガーデン 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳松会が開設する介護老人保健施設エルダリーガーデン（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 事業所は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 介護老人保健施設エルダリーガーデン
- 2 所在地 徳島県徳島市南庄町4丁目60番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- 2 介護支援専門員 2名以上（常勤専従、常勤兼務、非常勤兼務、管理者含む）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝祭日及び12/30～1/3までを除く。

2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

午後5時以降は留守番電話対応とし、基本的には翌営業日の営業時間に対応する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

- (1) 利用者等からの相談を受ける場所 介護老人保健施設エルダリーガーデン
1F相談室
- (2) 使用する課題分析 居宅サービス計画ガイドライン等
- (3) サービス担当者会議の開催場所 介護老人保健施設エルダリーガーデン
1F相談室等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回程度
- (5) 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、以下のことを求めることができる。
 - (ア) 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
 - (イ) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(事故発生時の対応方法)

第7条 介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置をしなければならない。

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は徳島市の区域とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km未満 100円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする

(衛生管理等)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(カスタマーハラスメントに関する事項)

第12条 利用者・保証人又はその他関係者が、大声をあげて威嚇したり、セクシャルハラスメントに類する行為をしたり、ペットによる危害を介護支援専門員等に対して及ぼすおそれがあるとき、業務を中止するものとする。また、悪質な場合は警察へ通報する。

(業務継続計画 BCP の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約に明記する。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクハラ）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワハラ）により介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人徳松会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

令和2年3月16日改定

令和5年7月18日改定

令和6年4月1日改定

令和6年10月1日改定

令和6年12月1日改定